

平成 2 3 年 1 2 月 7 日

平成 2 3 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成23年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成23年12月7日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	出 口 実	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	竹 原 伸 晃	9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 5 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務企画部理事 (人権担当課長)	谷 下 泰 久
副 町 長	中 口 守 可	しあわせ創造部理事兼 子育て支援課長	岡 本 茂
教 育 長	笠 間 光 弘	会計管理者兼理事	淵 原 義 仁
総務企画部長兼 財政改革部長	白 井 保 二	直轄副理事	保 井 太 郎
直轄理事兼総務 企画部理事兼 財政改革部理事	中 村 光 延	総務企画部副理事兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	芦 田 貴志雄	財 政 課 長	相 馬 進 祐
都市整備部長	末 原 光 喜	生涯学習課長	竹 下 雅 樹
都市整備部 水道事業理事	南 康 明		

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入口 博行

議会事務局副理事 大山 鐵男

議事日程

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程1 | 議案第78号 | 平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程2 | 議案第79号 | 平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程3 | 議案第80号 | 平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程4 | 議案第81号 | 平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件 |
| 日程5 | 議案第82号 | 平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程6 | 議案第83号 | 平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程7 | 議案第84号 | 平成23年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程8 | 議案第85号 | 岬町立アップル館の指定管理者の指定の件 |
| 日程9 | 議案第86号 | 岬町事務分掌条例の一部を改正する件 |
| 日程10 | 議案第87号 | 岬町文化センター条例の一部を改正する件 |
| 日程11 | 議案第88号 | 岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程12 | 議案第89号 | 岬町手数料条例の一部を改正する件 |
| 日程13 | 議案第90号 | 岬町立保育所条例の一部を改正する件 |
| 日程14 | 議案第91号 | 岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程15 | 議案第92号 | 岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件 |
| 日程16 | 議案第93号 | 岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件 |
| 日程17 | 議案第94号 | 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件 |
| 日程18 | 議案第95号 | 岬町青少年センター条例の一部を改正する件 |

(午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第4回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程1、議案第78号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件につきまして概要をご説明いたします。

我が国の経済は東日本大震災による破壊的な被害から立ち上がり、復興の途上にありましたが、その後のEU、ヨーロッパ諸国の信用不安、最高値で推移する歴史的な円高及び最近のタイの洪水被害によるサプライチェーンの混乱などを背景に、我が国経済の先行きに一層の不透明感が高まってきており、こうした景気の下ぶれリスクから年間業績の見込みを下方修正する企業が相次いでおります。

こうした中で、地域経済におきましても相当大きな影響を受けるものと考えことから、今後とも予断を許さない状況となっております。

本町におきましては、地価の下落や高齢化の進展に伴う歳入の減少化傾向などの諸事情により引き続き厳しい財政状況にあります。特に、過去の投資的事業の実施に伴い発行しました町債の償還に要する公債費が町財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。

したがって、今般の補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の調整に加えて、緊急性の高い経費など、真に必要な経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,546万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ67億2,064万4,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。

なお、詳細につきましては、9ページから11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、地方交付税につきましては、本補正予算に必要な一般財源といたしまして、交付決定に伴い普通地方交付税1,890万3,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、居宅介護給付費などの障害福祉サービス事業費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金1,006万4,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、1,832万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障害福祉サービス事業の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金503万2,000円、高齢者を対象とした地域支え合い体制づくり事業のための介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金791万9,000円、保育所などの地域の子育て支援事業のための子育て支援対策臨時特例交付金405万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

財産収入につきましては、第二阪和国道土地買収箇所に係る土地代金及び区分地上権補償金といたしまして、町有地売払等収入389万3,000円を計上いたしております。

寄附金といたしましては、376万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、決算見込みに伴い、岬ゆめ・みらい寄附金371万3,000円に加えて、小学校への指定寄附金5万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、244万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催補助金に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金200万円、集会所改修事業に伴う財源の一部を淡輪財産区特別会計からの繰入金として24万1,000円、深日財産区土地売払額の一部を深日財産区特別会計からの繰入金として20万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

3ページをご参照願います。

諸収入につきましては、807万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町村長会、町村議長会、市町村振興協会等の事務局機能の統合に伴う町村議会の活性化等に係る支援金95万円、消防団員の退職に伴う報償金85万9,000円、第二阪和国道用地買収事業に係る受託事業収入528万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

なお、本補正予算につきましては、先ほどもご説明いたしました職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の職員給与費の調整を行っております。これらの職員給与費につきましては、歳出予算の各費目に計上している関係上、以後の説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議会費につきましては、職員給与費240万3,000円を計上いたしております。

次に、総務費につきましては66万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほかに第二阪和国道土地買収に伴う大谷池水利権補償料194万7,000円、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催に伴う岬ゆめ・みらい補助金200万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、3,610万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほかに、居宅介護給付費などの障がい福祉サービスに係る扶助費2,013万1,000円、平成22年度の医療費の精算に伴う後期高齢者医療広域連合追加負担金、医療費定率分といたしまして1,068万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、職員給与費501万6,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては9万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、深日漁港施設改修工事73万円をそれぞれ計上いたしております。

5ページをご参照願います。

商工費につきましては、職員給与費9万7,000円を計上いたしております。

土木費といたしましては、1,683万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか下水道事業特別会計で支弁する職員給与費に係る下水道事業特別会計繰出金308万5,000円を減額計上する一方、平野北住宅に係る空き家改修工事400万円を計上いたしております。

消防費につきましては、572万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、消防団員退職に伴う報償金178万8,000円、東日本大震災による消防団員の死亡・行方不明者への公務災害補償を行うための掛金の臨時的な引き上げに係る費用273万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては368万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、淡輪小学校、多奈川小学校に係る修繕費40万6,000円、中学校体育館、

バスケットボールコートラインの改修工事114万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、歳入予算で計上いたします団体や個人からいただいた岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てにするため371万3,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程2、議案第79号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程2、議案第79号、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正

予算(第2次)の件につきまして、ご説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動等による人件費の調整による減額補正、医療費の増額、増加による補正。前年度の国庫補助金の精算をするもの等でございます。

補正の内容につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,031万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,789万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページを、詳細につきましては5ページ、6ページをあわせてご参照をお願いいたします。

歳入でございますが、歳出の一般被保険者にかかる医療費が当初見込みに比べて増加することが予想されることから、これに充当するため、保険料及び国、府の定率の負担割合を財源とするもの及び前年度の医療費の確定に伴う国庫補助金の精算にかかる額を計上しております。

まず、国民健康保険料としまして、3,539万9,000円を増額補正するものであります。

次に、国庫支出金、国庫負担金としまして1,871万1,000円と国庫補助金として550万3,000円を増額補正でございます。

次に、府支出金、府補助金としまして330万1,000円を増額補正でございます。

以上が、医療費の増額見込み及び前年度の精算に対応する歳入の補正内容です。

次に、人事異動等に伴う人件費の調整として繰入金、他会計繰入金259万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書は同じく3ページを、詳細につきましては7ページ、8ページをあわせてご参照をお願いいたします。

まず、総務費、総務管理費としまして259万7,000円の減額補正でございます。内容につきましては人事異動等に伴う人件費の調整でございます。

次に、保険給付費、療養諸費としまして2,322万7,000円、高額療養費として3,180万6,000円を増額補正でございます。

内容につきましては、どちらも一般被保険者の医療費が当初見込みより増加することが見込まれましたことによる補正でございます。

次に、諸支出金。償還金及び還付加算金としまして788万1,000円を増額補正でございます。内容につきましては、前年度の療養給付費の精算確定に伴う国庫の返還金でございます。

以上が、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程3、議案第80号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程3、議案第80号、平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び給料等の減額並びに地方債利子償還金の財源調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,366万1,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、職員の人事異動及び給料等の減額により308万5,000円の減額を行い、5億7,366万1,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページ、6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、職員の人事異動及び給料等の減額により291万9,000円の減額を行い、1億58万9,000円とするものでございます。

事業費、下水道事業費につきましては、給料等の減額により16万6,000円の減額を行い、9,119万6,000円とするものです。

公債費につきましては、総務費の補正に伴う財源調整を行うものです。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程4、議案第81号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程4、議案第81号、平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件につきまして概要をご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動等に伴って人件費の調整を行う必要から編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,538万7,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページ、6ページに記載しておりますので、あわせてごらんください。

保険料としまして、第1号被保険者保険料28万6,000円、分担金及び負担金につきましては認定審査外負担金として3万8,000円。国庫支出金につきましては、地域支援事業交付金57万円、府支出金につきましても同様に地域支援事業交付金として28万5,000円。繰入金につきましては、57万8,000円を減額補正するものでございます。

これらの歳入予算につきましては、歳出予算におきまして計上いたしております職員の給与費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて案分、算定し、計上しております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、職員の人事異動等に伴う調整額として、総務管理費につきましては27万4,000円、介護認定審査会費につきましては5万7,000円の合計33万1,000円、地域支援事業費におきましては142万6,000円を減額補正するものでございます。

以上が、平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程5、議案第82号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長 日程5、議案第82号、平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,092万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入予算につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金24万1,000円を計上し、歳出予算におきましては、淡輪13区集会所修繕に係る経費を使途といたしまして一般会計繰出金として24万1,000円を計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程6、議案第83号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長 日程6、議案第83号、平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,067万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入予算につきましては、第二阪和国道土地買収に伴う深日財産区土地売払収入41万6,000円を計上し、歳出予算につきましては土地売払収入のうち21万2,000円を深日地区財産区基金に積み立てを行うとともに、20万4,000円を一般会計繰出金として計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程7、議案第84号「平成23年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部水道事業理事、南 康明さん。

○南 都市整備部水道事業理事 日程7、議案第84号、平成23年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う職員給与等の調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出ですが、事業費用のうち営業費用について75万1,000円を増額するもので、職員の人事異動に伴う職員給与費等の増に合わせた額でございます。

次に、第3条の資本的支出でございますが、資本的支出のうち建設改良費について854万8,000円を減額するもので、職員の人事異動に伴う職員給与費等の減に合わせた額でございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして人件費の総額を定めており、今回の収益的支出及び資本的支出における人件費について75万1,000円の増額と、854万8,000円の減額を行い、総額を5,783万円から5,003万3,000円に改めるものでございます。

次に、第5条では議会の議決を経なければ重要な資産の取得及び処分することのできない経費といたしまして配水管整備事業費を定めており、今回の資本的支出における人件費854万8,000円を減額することに伴い、その額を6,079万2,000円とするものでございます。

以上、本補正予算の概要につきましてご説明をさせていただきました。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程8、議案第85号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 日程8、議案第85号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件について説明を申し上げます。

この件は、子どもたちに健全な遊びを与え、情操豊かにすることを目的として設置しております岬町立アップル館の指定管理者につきまして、現在の指定管理者による指定管理の期間が平成24年3月31日をもって満了となりますので、その後の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定にのっとりまして公募を行いました。

応募団体は1団体でありましたが、社会教育委員やPTAで組織しました選定委員会で応募内容を評価していただきました。その評価を踏まえ、教育委員会で候補者を決定し、本議会への提案に至った次第であります。

管理を行わせる施設の名称は、岬町立アップル館、所在地は岬町深日850番地であります。指定管理者は、住所 岬町深日994番地の245、名称は岬町子どもの本連絡会、代表者は近藤弘子氏であります。指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間で

あります。

本件については、総務文教委員会へ付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程9、議案第86号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。直轄理事、中村光延さん。

○中村直轄理事 日程9、議案第86号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、岬町文化センター及び岬町青少年センターの所管を町長部局から岬町教育委員会へ移管すること及びプロジェクトチームを置くことができることとするため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

後ほどご説明申し上げます議案第87号及び議案第95号と関連するものでございますけれども、第2条、総務企画部の分掌事務の中で第16号の文化センターに関すること及び第17号の青少年センターに関するものを削除するものでございます。

次の第5条のプロジェクトチームにつきましては、町長は、特定の重要課題で緊急に処理する必要があるものを処理させるためプロジェクトチームを置くことができるものとするというものでございます。これにより、これまでは臨時の事務または事業についてのみ各課からの代表チームなどを設けまして対応してきたところでございますけれども、第2次集中改革プランに盛り込まれた臨時ではない日常業務の懸案事項などの重要課題について対応していくためにも、町長指揮のもとでプロジェクトチームを置いて、縦割りの弊害を除き、迅速かつ円滑な連携と事務処理が図れますように、庁内におけるマネジメント力を強化するものでございます。

この条例の施行日は、平成24年4月1日からでございます。

以上が、岬町事務分掌条例の一部を改正する条例でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程10、議案第87号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長 日程10、議案第87号、岬町文化センター条例の一部を改正する件につきまして、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町文化センターの所管を町長部局から教育委員会に移管するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容の説明の前に、今般の条例改正の背景及び改正の趣旨についてご説明いたします。

文化センターは平成21年4月から町長部局に所管がえを行い、地域住民に対する福祉の向上や人権のための住民交流の拠点とするなど地域に密着した施設として運営してまいりました。

また、本庁の厳しい財政状況を踏まえ、本年3月に策定いたしました第2次集中改革プランでは、文化センターの管理運営に係る見直しの方向性について新たな管理運営方式を検討し、導入を図ることとしており、この改革プランに基づき庁内の関係部局と協議を行ってまいりました。

この協議において、岬町教育委員会の生涯学習課を青少年センターの事務局に移動し、生涯学習課が文化センター、青少年センターを管理運営することにより、地域福祉の向上、人権啓発を図るための住民の交流事業について、効率的、効果的、かつ柔軟な取り組みがより一層期待できること。

また、文化活動団体、人権活動団体及びスポーツ活動団体等が文化センターや青少年センターを利用することで利用者相互の交流が活発になり、利用施設の活性化が図られること。

さらに、生涯学習課職員の増員により、各種行事やイベント等の実施体制及び施設管理体制の充実が図られることが見込まれることから、文化センター及び青少年センターの所管を教育委員会に変更することとした次第でございます。

それでは、条例改正の主な内容につきまして説明させていただきます。

議案書の裏面をご参照願います。また、別添の新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、第5条第1項中、「町長」を「岬町教育委員会（以下、「委員会」という）」に、また同条第2項中、「町長」を「委員会」に改めるものでございます。

次に、第6条、第7条及び第11条につきまして、同様に「町長」を「教育委員会」に改める

ものでございます。

第15条、各号列記以外の部分中、「町長」を「委員会」に改め、同条第2号中、「本町」の次に、「又は委員会」を加えるものであります。

次に、第16条中「規則」を「教育委員会規則」に改めるものでございます。

これらは、いずれも教育委員会に所管がえを行うための改正でございます。

次に、附則では、この条例の施行期日を平成24年4月1日とする。

また、第2項において、この条例の施行日前に改正前の岬町文化センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす経過措置を設けるものでございます。

以上が岬町文化センター条例の一部を改正する件の内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町文化センター条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程11、議案第88号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。直轄理事、中村光延さん。

○中村直轄理事 日程11、議案第88号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)に基づき、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)が改正されましたことから、本条例に所要の改正を行うものであります。

初めに、この条例の概要でございますけれども、岬町議会の議員及びその他非常勤の職員についての公務上の災害での負傷、疾病、障がい、死亡などの補償に関する制度を定め、議会の議員及びその他非常勤の職員及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としております。

公務上の災害の補償の種類には、療養補償、給料補償、障害補償、介護補償などがございます。今回の改正は介護補償にかかわるものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、新旧対照表をごらんください。

この改正条例は、第1条と第2条がでございます。上段の枠内は第1条関係でございまして、下段の枠内は第2条関係でございます。

上段の第1条関係の内容についてご説明を申し上げます。これにつきましては平成24年4月1日までの間に適用するもので、第10条の2で示す介護補償の対象外となる施設について、障害者自立支援法を適用する必要性が生じておりますので、第10条の2第2号を障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設に入所している場合に改めるものでございます。

また、第10条の2の3号として、障害者支援施設に準ずる施設として町長が定めるものに入所している場合を加えるものでございます。

下段の第2条関係の内容につきましては、平成24年4月1日から施行するもので、地方公務員災害補償法の改正により生じる条項のずれを正すために第5条第13項を第5条第12項に改めるものでございます。

これにより障害者自立支援法を適用し、地方公務員災害補償法の改正に対応するものでございます。

以上が、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程12、議案第89号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程7、議案第89号、岬町手数料条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪版地方分権推進制度に基づき、大阪府知事の権限に属する事務の一部について、本町への事務移譲を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、今回、大阪府より移譲を受けることになった事務のうち、砂利採取法第16条、採取計画の申請、許可業務に必要な事務並びに屋外広告物の設置許可等に関する事務に関して手数料を徴収するため、本町の手数料条例を改正するものでございます。

裏面の条例改正案をごらんください。また、新旧対照表もあわせてごらんください。

岬町手数料条例の一部を改正する条例（案）

岬町手数料条例の一部を次のように改正します。

第2条中第40号を第43号とし、第39号の次に次の3号を加える。

第40号、砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査手数料として、1件につき3万7,700円。

第41号、砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査手数料として、1件につき1万7,000円。

第42号として、今般の大阪府屋外広告物条例の事務移譲に伴う許可手数料に係る条項を加えるものです。

条文中、大阪府屋外広告物条例第3条第1項第8条の2第1項は、広告物を提出できる許可区域と適用除外について。

第15条第1項もしくは第2項では、変更許可についての府条例を明示しています。

また、ただし書きでは、政治資金規正法の規定に基づく政党、その他の団体がする広告物等の許可手数料は条例の規定を適用しないものとするものです。

別表は広告物の区分及び手数料の金額を定めております。

移譲される内容は、府条例の範囲であることから許可手数料につきましても、府条例の定めるとおりとするものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上が、岬町手数料条例の一部を改正する条例の概要でございます。

本件のうち、砂利採取法の部分につきましては事業委員会に、大阪府屋外広告物条例の部分につきましては厚生委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会及び厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町手数料条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会及び厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会及び厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程13、議案第90号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程13、議案第90号、岬町立保育所条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由としまして、多奈川小学校保育所併設に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

新しくできる多奈川保育所は、平成24年4月から供用開始するものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案書裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照をお願いいたします。

第2条の表中「岬町多奈川谷川2523番地の1」を「岬町多奈川谷川1624番地」に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上が、岬町立保育所条例の一部を改正する条例(案)の概要でございます。

なお、本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立保育所条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程14、議案第91号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程14、議案第91号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由としまして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照お願いいたします。

改正内容としまして、第1条の2第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改めるものでございます。これは、児童福祉法に新たな条文が追加されたため条項ずれを修正するものでございます。

また、第2条第2項第4号中、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改めるものでございます。

また、附則としまして、この条例は平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上が、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

なお、本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程15、議案第92号「岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程15、議案第92号、岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改

正する件についてご説明いたします。

提案理由としまして、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

この岬町障害者施策推進協議会条例は、本町における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調整、審議するため、障害者基本法に基づき条例を設置しているものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

改正内容としまして、障害者基本法の一部改正に伴いまして、第1条中「第26条第4項」を「第34条第4項」に改めるもので、これは障害者基本法に新たな条文が追加されたため条項ずれを修正するものでございます。

附則としまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程16、議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程16、議案第93号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、家庭から排出されるごみの減量化の実態を踏まえ、ごみの収集及び運搬に係る手数料について本条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正につきましては、1点目に、引っ越しなどの臨時に排出されるごみの収集運搬手数料について粗大ごみ排出者に係る受益者負担の適正化を図るための改正を。

2点目に、家庭系可燃ごみの有料化の明文規定を改正するものでございます。

裏面の条例改正案をお開きください。また、新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部改正としまして、第1条、現行の施行条例別表第1中、一般家庭から排出される臨時ごみの収集運搬手数料を軽四1台につき「3,000円」を「4,000円」に、2トン車1台につき「9,000円」を「1万円」にそれぞれ1,000円を増額改正するものでございます。

平成20年4月から、一般家庭から排出される粗大ごみ及び不燃ごみの収集運搬に係る手数料として、排出物の大きさに応じて処理券シールを購入していただき、排出物に貼って収集する方法を導入いたしております。

また、引っ越しや片づけなどで臨時に大量の粗大不燃ごみが排出される場合は、排出量により2種類の車両による収集運搬を行っております。この収集運搬につきましては、平成20年度から平成22年度まで年間平均申込件数は軽四車で240件、2トン車で73件、計313件年平均であります。

府下における臨時ごみの収集運搬手数料につきましては、本町のように車両の大きさによって手数料を定めている市町の平均額は、軽四1台につき6,100円、2トン車1台につき1万2,360円という状況であります。近隣では、高石市、泉佐野市、忠岡町、田尻町がそれぞれ軽四1台につき6,000円、2トン車1台については1万2,000円という状況であります。

手数料に係る受益者負担につきましては、その業務に係る経費とのコストバランスを基本に、

その範囲内において適正に定めることとするものでありまして、これにつきましては、第2次集中改革プランにおいても取組項目の一つと掲げられております。このような状況から、今回、軽四、2トン車それぞれ1,000円ずつの改定を行うものであります。

次に、第2条ですけれども、平成21年度に提案させていただきましたごみの有料化に係る条例改正において別表第1中、一般家庭から排出されるものを定時に収集及び運搬するときに使用する指定袋1個の大きさによる有料指定袋制に関する規定を定めておりますが、この改正規定の施行につきましては、新たな条例により施行日を定めることとしており、現在、未施行の状況であります。

本町では、循環型社会の形成に向けた取り組みとして、環境省が定める廃棄物減量化に係る取組指標の実現を目指し、有料化を導入し、ごみ減量化とリサイクルを推進してまいりました。ごみの排出量の経年変化でありますけれども、平成19年全体の家庭系ごみ6,846トンから平成20年は5,629トン、平成21年は5,402トン、平成22年は5,072トンと言うように減量化をしてまいっております。平成23年度におきましては、まだ中途の段階ですけれども、これからの推定量を加えますと、平成22年度より若干ふえる5,133トン程度ではないかというように推定をしております。

環境省は、第2次循環型社会形成推進基本計画において指標を定めております。家庭系ごみ1人1日当たりごみ排出量を平成27年度までに10%削減をする。この家庭系ごみにつきましては、可燃ごみと粗大不燃ごみ、資源ごみ、すべてを含むものであります。この指標の到達度ですけれども、岬町の場合は平成20年度から19.9%、22.1%、25.3%、22.9%と、平成12年度の排出量を基準とした指標は既に到達をしている状況であります。

また、環境省の指標にはもう一つありまして、資源ごみを除いた可燃ごみプラス粗大不燃ごみの1人1日当たりのごみ排出量については、平成12年度を基準として20%削減するという指標を設けております。これにつきましても、平成20年度はマイナス21.5%、平成21年度はマイナス22.5%、平成22年度はマイナス25.7%、平成23年度見込みにつきましても、マイナス22.8%という指標になる見込みであります。いずれも環境省の到達目標を上回る削減率となっております。

この4年間の実績を踏まえ、今回、未施行となっている改正規定を削り、あわせて附則に規定する改正規定の施行については、「別に条例を定める」というただし書きを削り、家庭系ごみについての「無料」という文言を復活するものでございます。

以上が、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する条例の概

要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 岬町の焼却場はもう耐用年数が過ぎていると思うんです。ですから、いつパンクするかわかりません。

そこで、考え方をただしたいと思うんですけれども、もし焼却場がパンクした場合、いかになされるか。多分、阪南市と泉南市の清掃組合に加入せなあかんと思うんです。

現在、阪南市と泉南市は指定袋制になっております。それをどのように考えて対処していくのかと、もう1点は、泉州方面で念のためにもう一度指定袋制のやっているところとやっていないところ、それも厚生委員会の会議のときに資料提供をお願いしておきます。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 まず1点目の施設が動かなくなって修理ができなくなった場合の対応ですけれども、これは前にも一時的に機械が壊れたことがありまして、その場合に、近隣の市町村に依頼をした記憶がございます。

そのときは、実際には搬送はしなかったんですけれども、これは泉南市、阪南市の組合、それから熊取町にもあります。泉佐野市にもございます。そういうところに対して依頼をするということになるというふうに考えております。

指定袋との関係につきましては、そのときの市町村と協議をし、岬町の分に対しての対応というのは、指定袋がない状態での受け入れということになると思うんですけれども、これは恐らく委託料という形で一定の金額を支払うことになると思います。

それから、泉州地域の有料化の実態については、これは委員会のほうに資料を提出したいと思

います。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今の説明ですけれども、万一なってもらったら困るんですけれども、パンクした場合には近隣のところで厄介になるということですから、近隣の泉南市と阪南市の組合には入らないんですか、入るんですか。その辺はどうですか。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 これは、昨日の道工議員のご質問の中身とちょっと重なるところがあると思うんですけれども、現在のところ、泉南市のほうにおいては炉が二つありまして、そのうちの一つしか稼働していないという状況にあります。

もし、岬町がその組合の焼却場を利用する場合は、二つとも動かさないといけないという状況になりますので、その場合の二つ目の炉を動かす費用と、それから通常の焼却単価、搬入方法をどうするのかというような個別の議論がここで問題になってくるとは思います。

ただ、現在のところ、泉南市、阪南市の組合の施設自体も非常に老朽化しているということがあります。そういうことからすると、今、組合に入るということで、もし、泉南市、阪南市のごみ焼却場を新たにつくるということになりますと、応分の負担ということが求められてくるだろうと思います。

そういうことからすると、このごみ焼却の問題は泉南市、阪南市、岬町だけの問題ではなくて、熊取町、泉佐野市、それから岸和田市も最近非常に高性能の焼却場をつくったわけですから、そこでもかなり余裕があるというような話もありますので、泉州地域全体の市町村のごみ処理の動向というものをいろいろ見ながら、町としての動きを判断していかなければならないというふうに考えております。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今話を聞きまして、あとはまた厚生委員会でいろいろ話が出るとは思いますけれども、私は今の岬町の焼却炉は減量によって長く使っていただければいただくほど皆さんの負担が小さいわけです。そういう点で言っているわけです。

近隣の市町村の建てかえ云々の、そこまでもつんであれば問題ないんですけれども、一番先にこちらがやられるんじゃないかと、それを延命するために今現在よりもなおかつ減量するためにという考えで答弁しました。それで結構です。

○川端啓子議長 鍛冶議員の質問が終わりました。

他の議員の皆さん。田島議員どうぞ。

○田島乾正議員 私は、この担当常任委員会に属していませんので、最終日の採決に向けて確認だけしたいと思います。

これ、まず条例改正ですね。第1条の部分と第2条の部分。これ、相反する感じに私なりに受けとめているわけですね。

先ほど、部長の説明1条の部分について、これは粗大ごみの回収の部分と解しているんですけども、3,000円、9,000円、これを4,000円、1万円に改めると。これは、もうぶっちゃけて値上げの部分ですね。値上げを言うてる。

そして、2条の部分の改正については、私も途中おらなかったんですけども、条例では有料化に現在制定されていると。そして、現実、運用面では無料やと。予算の伴わない条例がいまだなお制定されていると。その部分の整理で今回そういう条例改正と思うんですけども、あとの部分の条例改正の部分で有料化の部分で改正すべきやという、その提案については私も納得すると思うんです。なぜか言うと、有料化の条例をいまだなおかつそのまま生かしておいて、現実、執行されるのは無料やと。当初予算組むに当たっても大変ねじれた現象が起きているので、この部分については私はやはり今の町長の運営である政策を貫き通すんで、それは当然やっていただいても結構ですけども。ただ、条例は改正すべきやということで私も賛同しているんで、この部分については私は認めたいと。

しかし、前段言った、この粗大ごみの回収の部分のシステムについて、私はちょっと確認しておきたいんです。なぜかと言うと、引っ越しとか、家族のいろんな諸事情で家財道具を処分せないかんと。しかし、車のある方は自分で持っていきたいわけですね。3,000円の部分については350キロ積めるわけですね。しかし、自分で積んで自分で持っていくのであれば350キロぎりぎりまで積んで処分してもらえますけれども、これは恐らく町が委託した業者が搬入すると思うんです。

ここで、住民さんと搬入する業者との積み方によったら、いろいろトラブルが発生しているわけですね。もう少し積んでほしいと、いや、これ以上積みませんと。その物差しは何ですかといったら、やはり住民が物差し持っていないから、業者がこれは350キロしか積みませんと。しかし、住民から、素人から見た目でも、これは100キロと違うんかと言いつつ、これは実際あるんですよ。

そして、それやったら住民で、農家とか、仕事の職業の関係で軽トラック持っている方は自分で運びたい。そして、看賞場ではかってもらったら350キロ超してないと。そういう搬入の仕方をしたいのに、なぜ業者でないと運べない。これはちょっと理不尽な今の行政のやり方と思う

んです。

他の市町村は受け取ってくれるんです、自分の車で行けば。ここですわな。そして、一般家庭から搬出するものを臨時的に収集運搬するとき、収集運搬費に3,000円が4,000円になると。この部分について、一つだけ説明してほしい。この350キロを焼却処分するのにどのぐらいコストがかかりますか、それまず教えてください。

○川端啓子議長 ただいまの田島議員の質問に対して答弁願います。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 粗大ごみに係る焼却処分費についてはちょっと今手元に資料がございませんので、今すぐ答えられません。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 それをね、やっぱり住民は疑問に思っているんです、はっきり申しましてね。運ぶだけで現実3,000円。そしたら、自分ところにある車両で運びたいと。近所のおっちゃんのトラックを借りて運びたいというのに、なぜ同じごみを住民が持っていったら駄目か。町が委託した業者でなければ駄目かと。そんなおかしい話はないと思うんです。私ども、やっぱり議員活動していたらいろんな方から言われるわけです。

それは、僕は以前から地元業者育成と言っていますけれども、それとまた趣旨が違うと思うんです、今回質問しているのはね。なおかつまだ、これ1,000円アップですな。

今、部長答えてくれたけれども、240件の収集運搬の依頼、350キロ積めで。2トンの場合は73件。結構ありますよ。それを、別に町としたらマイカー、自分のお隣の車でいいん違います。処分費用だけもらったらええんでしょう、焼却の。はっきり言って規制緩和せな駄目ですよ。

これは最終日に僕また採決に加わりますので、委員会に入っていないので、この部分を聞いたかっただけのことで。

例えば、僕はこの条例の部分の削除は、それは実際現実そういう無料で一応行政としてやっているんやから無料でいいと思うんです。何も有料化の条例があるから有料化にせえとは言ってません。しかし、あとの部分の値上げの部分について、これは賛成できない。

しかし、条例改正、有料化の削除については、それは賛成できます。大変難しい判断をせないかんということで、これ採決するの大変難しい。抱き合わせで、本当に上手にあげてきているということで困った今回の条例の改正。

そして、この部分の中で、2ページ部分で、法律用語とか意味解釈、素人ですから確認したい

んですけれども、新のほうでは「削る」となっていますね。本当は削除とか、そんなんが本来、僕はなじんでいるんやけれども、「削る」と「削除」と意味違うんですかな。

なぜか言うと、「削る」となれば白紙になっている、附則の部分が。「削除」でしたら、恐らく附則何号で「何月何日から施行する」ですけれども、消えてしまうんです、こっちの有料の部分。これ、ちょっと説明してほしいんです。「削る」と「削除」の違い。

○川端啓子議長 ただいまの田島議員の質問に対して、答弁をお願いいたします。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 改正条例の中で、「削る」という文言を使っております。これについては、「削除」するという場合は表が残ってしまう部分。「削る」というのは全部切り取られるという、その差異でございます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 両方、別の支障がなかったら、「削除」のほうでお願いしたいんですけれどもね。「削る」でしたら、例えば旧のほうがなくなってしまうですね。残してほしいんです。そういうような改正をしましたということで。「削る」でしたら、まるっきり新しい方はわかりません。

この点、「削除」のほうで事務的に無理ですか、法的に。「削る」をやめて「削除」でどうですか。1個につき20円とか30円、これなくなりますよ、わかりません。どうです、もう一回。

○川端啓子議長 総務企画部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長 これは、条例改正の法制執務上の話になりますので、まず、「削除」と「削る」の問題。これ、今、芦田部長が回答させていただきましたとおり、「削る」ということによりまして、跡形もなくなってしまうということです。ただ、「削除」という形の改正方法をとりますと、当然、一般家庭から排出される定時に収集及び運搬すると、この表の中に一部削除という文言が残ってしまうということです。

そういうことになりまして、法制執務上、引き続き有料化の規定を跡形もなく消してしまつて、現行の無料ということを改めて条例上に再確認するための改正でございますので、あくまでも「削る」でなかったら駄目なわけでございます。

あと、そうしたら、この改正はいつ改正されたのかということなんですけれども、これはあくまでも附則、この改正条例の附則、これについては改正の経緯として残りますので、そのときに、この改正条例が例えば条例第何号という形で最終的に番号が入りますので、その番号を見ていただきまして、そしてこの改正条例の中身を見ていただければ、このときに改正して有料の規定がなくなったのかということが確認できると、そういう取り扱いをしているのが法制文書上の話で

ございますので、ご理解願いたいと思います。

○川端啓子議長 田島議員の質問が終わりました。

他の議員の皆さん、質疑ございませんか。

○中原 晶議員 私は、厚生委員会に所属しておりますので、審議はそのときだと思いますけれども、資料の請求をしたいと思います。

先ほど、芦田部長のほうから説明があった内容、大きくは二つの項目についてですけれども、その内容を資料という形でいただきたいと思います。メモし損ねたものがありますので、資料としてご提出いただきたいと。

そのときにあわせて、念のため、ごみ処理経費の推移についてもお示しをいただければと思います。

できれば、委員会の当日配付ということではなくて、資料が整い次第、事前にいただいて検討した上で委員会の審議に臨みたいと思いますので、整い次第配付をいただきたいと要望しておきたいと思います。

○川端啓子議長 中原議員から資料請求がございましたので、担当のほう、よろしく願いいたします。

では、他の議員の皆さん、もうよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで質疑を終わりたいと思います。大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程17、議案第94号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 日程17、議案第94号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国の障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）に基づく障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、議案書の裏面、また新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

第1条、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

次に、第2条では、第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、条例中第1条の規定は公布の日から施行し、第12条の規定は平成24年4月1日から施行することとしております。

以上が、本条例の改正の内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程18、議案第95号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長 日程18、議案第95号、岬町青少年センター条例の一部を改正する件につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町青少年センターの所管を町長部局から岬町教育委員会に移管するため本条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例の改正の背景及び趣旨などは、さきの議案第87号、岬町文化センター条例の一部を改正する件において説明させていただきましたように、岬町青少年センターを教育委員会に移管することにより、この施設の管理運営の効率化及び事業内容の充実を図るなどを目的とするものでございます。

それでは、条例改正の主な内容について説明させていただきます。

議案書の裏面をご参照願います。また、別添の新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、第3条第4号中「町長」を「岬町教育委員会（以下、「委員会」という）」に改めるものです。

次に、第5条、第6条、第7条及び第11条につきましては、同様に「町長」を「委員会」に改めるものでございます。

第15条、各号列記以外の部分中、「町長」を「委員会」に改め、同条第2号中、「本町」の次に、「又は委員会」を加えるものであります。

次に、第16条中「規則」を「教育委員会規則」に改めるものでございます。

いずれも教育委員会に所管がえを行うための改正でございます。

次に、附則では、この条例の施行期日は平成24年4月1日とする。

また、第2項において、この条例の施行日に改正前の岬町青少年センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為

とみなす経過措置を設けております。

以上が、岬町青少年センター条例の一部を改正する件の内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会します。

各常任委員の皆さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いいたします。

なお、次の会議は、12月26日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時44分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年12月7日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 田 島 乾 正

議 員 中 原 晶